

認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例P222）
- ・役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例P219）

2020年		2021年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

2021年6月9日
改正NPO法・改正NPO法施行規則施行

ケース1
事業年度が
4月1日～3月31日の法人

2021年度の
事業開始
4月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日前に開始した
事業年度において作成・提出すべき書類に該当するた
め、従前の例による

- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、変更がなくとも提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・ 資産の譲渡等に関する事項については所轄庁への提出義務あり（令和2年改正法附則3）
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務なし（令和3年改正施行規則附則2）

ケース2
事業年度が
7月1日～6月30日の法人

2021年度の
事業開始
7月1日

2020年度の事業

2020年度の役員報酬規程等
提出書の作成、提出

※改正NPO法・改正NPO法施行規則の
施行日以後に開始する事業年度にお
いて作成すべき書類について、提出は
不要ですが、作成、備置、閲覧につい
ては引き続き行う必要があります。
(法54②二、法54②三、法54④)

改正NPO法・改正NPO法施行規則の施行日以後に開始する事
業年度において作成・提出すべき書類に該当するため、改
正NPO法・改正NPO法施行規則が適用される

- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・ 資産の譲渡等に関する事項については、所轄庁への提出は不要（令和2年改正法附則3）※
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況について、作成の義務あり（令和3年改正施行規則附則2）